

亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等について

亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第22号）、亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）及び亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年亀山市条例第35号）については、それぞれ国の基準に従い、又は参酌して定めるものとされています。

今回、国の基準において次の改正がされたことから、それぞれの条例について改正するものです。

1 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

国家戦略特区において特例措置として実施されていた3歳から5歳までの子どものみを対象とする小規模保育事業について、当該特例措置の実施状況を踏まえ、子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、3歳から5歳までの子どものみを対象とする小規模保育事業を全国において実施可能とされたことから次のとおり改正されました。

改正された基準	改正基準 公布日	改正基準 施行日	改正する条例
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	R8. 2. 13	R8. 4. 1	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）			亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 特定理学療法士等の配置に関する特例

保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進するため、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型等」といいます。）において、理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとするとともに、当該理学療法士等が

保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業A型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする旨の改正がされました。

改正された基準	改正基準 公布日	改正基準 施行日	改正する条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	R8. 3. 16	R8. 4. 1	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）が施行されたことにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者についても、同法で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に乳児又は幼児を適切に保護するために必要な措置を講じなければならないとされたことから、次のとおり改正されました。

改正された基準	改正基準 公布日	改正基準 施行日	改正する条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	R7. 12. 25	R8. 12. 25	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）			亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 職員配置基準の見直し

小規模保育事業所A型等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置が設けられているところ、当該経過措置の期限を令和9年度末までとする旨の改正がされました。

改正された基準	改正基準 公布日	改正基準 施行日	改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）	R8. 3. 16	R8. 3. 16	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年亀山市条例第 1 8 号）

【参考】地域型保育事業における主な認可基準

		保育所	小規模保育事業（0～2歳）※3～5歳にも延長可			満3歳以上限定小規模 保育事業（3～5歳）
			A型	B型	C型	A型
職員	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 15：1 4・5歳児 25：1	保育所の配置基準 +1名	保育所の配置基準 +1名	3：1 （補助者を置く場合には5：2）	保育所の配置基準 +1名
	資格	保育士 ※ 保健師又は看護師・准看護師のみなし特例（1人まで）及び専門職のみなし特例（1人まで）あり。	保育士 ※ 保健師又は看護師・准看護師のみなし特例（1人まで）及び専門職のみなし特例（1人まで）あり。	1／2以上保育士 ※ 保健師又は看護師・准看護師のみなし特例（1人まで）及び専門職のみなし特例（1人まで）あり。 ※ 保育士以外の者は研修を修了した者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 ※ 保健師又は看護師・准看護師のみなし特例（1人まで）及び専門職のみなし特例（1人まで）あり。
設備・面積	保育室等	0・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0・1歳 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 1人当たり1.98㎡	0・1歳 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 1人当たり1.98㎡	1人当たり3.3㎡	1人当たり1.98㎡
処遇等	給食	自園調理 ※ 3歳以上児は外部搬入可 ※ 3歳未満児は、公立に限り外部搬入可（構造改革特区） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2 歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2 歳児 1：1
	資格	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） ＊市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0～2 歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業 B 型の基準と同様	－
処遇等	給食	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員 （3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可）	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	－

出典：こども家庭庁「保育政策関係資料集（令和 8 年 4 月）」